

## 11月は「いじめ撲滅強調月間」です

いじめられた子どもには、心身に深刻な被害が生じることがあります。いじめは重大な人権侵害であり、決して許されることではありません。

埼玉県では、11月を「いじめ撲滅強調月間」に制定し、いじめ問題の根絶に取り組んでいます。いじめを受けていたり、いじめに気が付いたりしたら、一人で悩まず相談・通報してください。

### よい子の電話教育相談

いじめ、不登校、学校生活に関する相談

【24時間365日対応】

子ども専用（18歳以下）※通話料無料

☎ #7300 ☎ 0120-86-3192

保護者専用 ☎ 048-556-0874

Eメール相談 ✉ soudan@spec.ed.jp

### 埼玉いのちの電話

【24時間365日対応】

☎ 048-645-4343

【毎日 午後4時～9時】

【毎月10日 午前8時～翌日午前8時】

☎ 0120-783-556 ※通話料無料

【毎日 午前10時～午後10時】

☎ 0570-783-556



### 埼玉県警察少年サポートセンター

非行やいじめ、犯罪被害などに関する相談

【月～金 午前8時30分～午後5時15分】

（土日・祝日・年末年始除く）

少年用 ☎ 048-861-1152

保護者用 ☎ 048-865-4152



小・中・高校生の「いじめ」に関する通報サイト

### いじめ通報窓口

「いじめ」に関する通報

※いじめについての情報提供のみ受付

### 子どもスマイルネット

【毎日 午前10時30分～午後6時】

☎ 048-822-7007（祝日・年末年始除く）



子ども人権SOS-eメールサイト

### 子どもの人権110番 ※通話料無料

【月～金 午前8時30分～午後5時15分】

☎ 0120-007-110（土日・祝日・年末年始除く）

### さいたまチャイルドライン

【毎日 午後4時～9時】 ※通話料無料

子ども専用（18歳以下）☎ 0120-99-7777

オンラインチャット <https://childline.or.jp/>

### 埼玉県こころの電話

心の健康や悩みに関する相談

【月～金 午前9時～午後5時】

☎ 048-723-1447（土日・祝日・年末年始除く）

### 子どもの人権SOS-eメール

[https://www.jinken.go.jp/soudan/PC\\_CH/0101.html](https://www.jinken.go.jp/soudan/PC_CH/0101.html)

問合せ＝埼玉県 青少年課 ☎ 048-830-2907

## 11月は「児童虐待防止推進月間」です

子どもが思ったとおりに行動してくれず、イライラしたときに「しつけ」のためと怒鳴りつけたり、体罰をしていませんか。

一見、効果があるように見えても、それは体罰などの恐怖によって行動した姿であり、自分で考えて行動した姿ではありません。

また、その恐怖が心に大きなダメージを与えることもあります。保護者が「しつけ」だと思っていなくても、子どもにとって悪影響を与える行為は『虐待』です。

児童虐待の防止は、社会全体で取り組むべき問題であり、子どもの命と権利、そして子どもの未来を守っていかねばなりません。



### 「児童虐待かも…」と思ったら、すぐにお電話ください。

通話料無料

児童相談所  
虐待対応  
ダイヤル

いちやく  
189

- 24時間受付・通話料は無料です。
  - お住まいの地域の児童相談所につながります。
  - 通告・相談は匿名で行うことも可能です。
  - 通告・相談をした人やその内容に関する秘密は守られます。
- ※一部のIP電話からはつながりません。



子育てに不安はつきものです。困ったら相談しましょう。

- ・美里町こども家庭総合支援拠点（福祉課内） ☎ 76-5132
- ・美里町子育て包括支援センター（保健センター内） ☎ 76-2855
- ・児童相談所相談専用ダイヤル ☎ 0120-189-783

問合せ＝福祉課 こども福祉係 ☎ 76-5132

### 「愛の募金」活動へのご協力ありがとうございました！



7月に更生保護女性会が「社会を明るくする運動」の一環として「愛の募金」活動を実施しました。

福祉課の窓口に募金箱を設置したところ、9月までの3か月間で117,764円の募金がありました。

この募金は、青少年育成・子育て支援活動・更生保護施設への助成などに活用されます。

ご協力いただいた皆さま、誠にありがとうございました。

問合せ＝福祉課 社会福祉係 ☎ 76-5132



やっぱり、家族っていいね。

家族の日  
家族の週間

家族の日 11月20日(日)

家族の週間 11月13日(日)～26日(土)

子どもと子育てを応援する社会の実現のためには、子どもを大切に、社会全体で子育てを支え、個人の希望がかなえられるバランスの取れた総合的な子育て支援を推進していく必要があります。

内閣府では、平成19年度から「家族の日」「家族の週間」を定め、生命を次代に伝え育んでいくことや、子育てを支える家族と地域の大切さが再認識されるよう呼びかけています。